

平成 21 年 6 月 29 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19830096  
 研究課題名（和文） 国際連合における「社会権」保障に関する研究：健康権研究を中心に  
 研究課題名（英文） Research on the Economic, Social and Cultural Rights in the United Nations: Focus on the Right to Health  
 研究代表者  
 棟居 徳子（MUNESUE TOKUKO）  
 立命館大学・衣笠総合研究機構人間科学研究所・ポスドクトラルフェロー  
 研究者番号：50449526

研究成果の概要：研究期間内に実施した研究及びその成果は以下の通りである。（1）健康権に関する国連システム下の関連機関の文書の整理と検討、（2）国内外の国際人権法学・憲法学・社会保障法学における社会権及び健康権研究の整理と検討、（3）国連健康権に関する特別報告者へのインタビュー調査の実施、（4）日本の健康権遵守状況に関するモニタリング調査の実施、（5）国際シンポジウム「健康権の再検討：近年の国際的議論から日本の課題を探る」の開催とシンポジウムでの報告、（6）本研究テーマに関連する論文及び著書の発表。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	750,000	0	750,000
2008 年度	950,000	285,000	1,235,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	285,000	1,985,000

研究分野：国際法、国際人権法

科研費の分科・細目：国際法学・国際人権法

キーワード：国際法学・健康権・社会権・国際連合

## 1. 研究開始当初の背景

本研究課題は以下のような学術的背景をもつ。

## （1）国外の国際人権法学の研究

国外においては、1980年のHenry Shueの研究を契機に、社会権の規範的性質及び国家の義務のとらえ方が大きく展開した。この流れを受けて、健康権についても1990年代以降、Aart HendriksやBrigit Toebesらの研究によって、健康権の規範的性質や内容が検討されるようになった。

## （2）国連システム下の各機関の実践

本研究課題において重要視されるのは、国連人権理事会（旧人権委員会）健康権に関する特別報告者、経済的、社会権規約の規約人権委員会および世界保健機関が、これまで培ってきた健康権に関する実践とその理論化である。2000年には、社会権規約の規約人権委員会から健康権に関する一般的意見が出され、国際人権法条の健康権の内容は一定レベルまで明確になった。

（3）国内における社会権及び健康権研究  
 本研究課題は、国内の憲法学及び国際人権法学における社会権の規範的内容及び性質

に関する研究、そして健康権研究については主に医事法学及び社会保障法学における先行研究の流れを汲んでいる。

以上のような先行研究及び国際機関における実践が蓄積されているも、いまだ健康権を含めた社会権の法的性質とりわけ裁判規範性の問題と、それに関連した実施措置の問題が、日本では課題として残されており、また国際レベルでも社会権規約の選択議定書の議論に見られるように焦点となっている。このような問題意識から本研究の着想に至った。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、国際連合が設置あるいは設置予定である社会権保障のための実施措置並びにそれに関する社会権の規範的内容及び性質に関する議論を検証することにより、21世紀の日本における社会権保障のあり方を提唱することである。

本研究では、上記の目的を達成するために、社会権全般に関する議論を大まかに取り上げるのではなく、社会権の中でもその司法判断が最も困難であると言われていた健康権に焦点を当てることにより、潜在する問題点と課題をより明確に提示する。

## 3. 研究の方法

本研究は以下の枠組みによって行う。

### (1) 国連システム下の関連機関の主要文書の整理と分析及びインタビュー調査

具体的には、国連人権理事会、社会権規約委員会、健康権に関する特別報告者を対象とし、諸機関の動向をインターネット等によってサーベイし整理検討を行う。また、健康権に関する特別報告者である Paul Hunt 氏(エセックス大学・英国)へのインタビュー調査の実施し、また同氏と共同して健康権に関する国際シンポジウムを開催する。

### (2) 国外の国際人権法学者の社会権及び健康権研究の整理と検討

報告者がこれまで行ってきた健康権研究の過程で収集してきた関連文献の整理と検討を行う。同時に、最新の文献等についても適宜収集し整理検討する。

### (3) 国内の憲法学・国際人権法学・社会保障法学における社会権及び健康権研究の整理と検討

社会権に関する憲法学における学説整理及び現在の動向を検討する。また憲法学及び国際人権法学における国際条約の国内適用

に関する学説の相違について整理検討する。さらに、社会保障法学における最新の健康権研究を検討する。

## 4. 研究成果

本研究課題における主な成果は以下の通りである。

### (1) 国連システム下の関連機関の文書の整理

国連システム下の関連機関(主に人権理事会、健康権に関する特別報告者、社会権規約委員会、世界保健機関及び国連開発計画)の関連文書を収集し、日本語訳を行い、整理・検討した。

### (2) 国内外の国際人権法学・憲法学・社会保障法学における社会権及び健康権研究の整理と検討

国外については、主に A.Eide, Brigit Toebes, Jennifer Ruger らの文献を検討した。後者2名については直接やり取りを行った。

国内については、憲法学・国際人権法学及び社会保障法学における関連文献を収集し、整理・検討を行った。

### (3) 健康権に関する特別報告者へのインタビュー調査の実施

2007年11月9日及び2008年3月20日の計2回、英国・エセックス大学において、国連・健康権に関する特別報告者の Paul Hunt 氏と面会し、各国の健康権保障の現状と課題と特別報告者への通報制度の実績について、また国連における実施措置の課題についてインタビュー調査を実施した。

### (4) 国外の国際人権法学者との健康権に関する共同研究の着手

2008年度より、Brigit Toebes 氏(スコットランド・アバディーン大学)が主催する“Monitoring the Right to Health: Multi-Country Study”に参加し、日本の健康権遵守の状況に関するモニタリング調査を実施した。

### (5) 健康権に関する国際シンポジウムの開催と調査報告

2009年1月10日に立命館大学において、国際シンポジウム「健康権の再検討：近年の国際的議論から日本の課題を探る」を開催した。シンポジウムには、国連・前健康権に関する特別報告者の Paul Hunt 氏を招き、国際レベル及び日本における健康権保障の現状を確認し、今後の課題について議論をした。

また、同シンポジウムで、「日本における健康権保障の現状：健康権の指標からみた日本」について報告者が報告を行った。

(6) 国際連合の政策及び社会権(社会保障に対する権利)に関する図書の刊行

国際連合が近年取り組んでいる青年政策について整理し発表した。また、国際レベル及び国内レベルにおける社会権とくに社会保障に対する権利についてまとめ発表した。

(7) 国内のがん対策と患者の健康権保障に関する論文の発表とシンポジウム等における報告

国際レベルで用いられている健康権の指針等を用いて、日本のがん対策の分析を行い発表した。また、同様の内容をNPO法人がん患者団体支援機構総会・記念講演会(2008年4月20日、於・東京)と、第4回がん患者大集会関西ブロックプレシンポジウム(2008年11月30日、於・大阪)で報告した。

以上の成果の国内外における位置づけ及びインパクト並びに今後の展望としては以下のことが挙げられる。

(1) 国内外における健康権研究の発展への貢献

上記の成果のうち、(4)・(5)の成果は、日本における健康権保障の現状と課題を国内外に発信したものであり、特にわが国の保健医療政策の動向は諸外国でも注目されているなか、健康権保障の観点からの分析は海外の研究者から評価を得ている。

なお、上記研究成果の(4)における最終調査報告書と、(5)の国際シンポジウムの報告書は2009年度に発表予定である。

また、国内においても、(7)の成果は、日本のがん政策について、患者及びその家族の健康権保障の視点から分析を行った初めてのものとして、特にがん患者団体から高い評価を得た。今後、がん対策基本計画の見直しに向けて、計画の中に患者の健康権保障の視点を加えていくことを検討している。

(2) 国際的及び学際的な健康権研究ネットワークの基礎の構築

国際レベルで健康権研究及び実践をリードする研究者とのこの2年間のやりとりを通して、今後国際的な健康権研究のネットワークの基礎を構築することができた。

また、健康権に関する国際シンポジウムの企画・開催を通して、国内の研究者(法学のみならず、医学・看護学・社会学等他分野の研究者も)や法曹実務家、また医療福祉従事者や市民団体とのネットワークを構築することができた。

今後、これらのネットワークをさらに発展させ、国際的及び学際的な健康権研究を展開し、その成果を日本から発信していくことを

計画している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

1. 棟居徳子、日本のがん対策の動向 - 健康権保障の観点からの一考察 -、立命館人間科学研究、査読有り、第16号、2008年、105 - 115頁。

リポジトリ:

[http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/re/k-rsc/hs/hs/publication/files/ningen\\_16/ningen16.htm](http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/re/k-rsc/hs/hs/publication/files/ningen_16/ningen16.htm)

[図書](計 2件)

1. 脇田滋・井上英夫・木下秀雄編、日本評論社、若者の雇用・社会保障 - 主体形成と制度・政策の課題、2008年、266頁(212 - 233頁)。

2. 井上英夫・高野範城編、民事法研究会、実務社会保障法講義、2007年、569頁(60 - 77頁)。

[その他]

【シンポジウム等における発表】

1. 棟居徳子、日本における健康権保障の現状:健康権の指標からみた日本、国際シンポジウム「健康権の再検討:近年の国際的議論から日本の課題を探る」、2009年1月10日、立命館大学衣笠キャンパス。

2. 棟居徳子、患者・家族の健康権保障・生活保障の観点から日本のがん対策を考える、第4回がん患者大集会関西ブロックプレシンポジウム、2008年11月30日、大阪府成人病センター。

3. 棟居徳子、日本のがん医療政策と健康権保障 - 社会保障法学の立場から、NPO法人がん患者団体支援機構・記念講演会、2008年4月20日、東京医科歯科大学付属病院。

6 . 研究組織

(1)研究代表者

棟居 徳子(MUNESUE TOKUKO)

立命館大学・衣笠総合研究機構人間科学研究

所・ポスドクトラルフェロー

研究者番号：5 0 4 4 9 5 2 6

(2)研究分担者

(3)連携研究者